

京都大学施設整備委員会規程

(平成十六年達示第六十五号)
(以下「委員会」という。)

第一条 京都大学の施設整備に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、施設整備委員会(以下「委員会」という)を置く。

一 建築物その他の施設の環境整備の方針等に関する事。

二 その他施設整備に関する事。

第二条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 施設担当の理事(以下「担当理事」という。)

二 研究科長 四名

三 研究所長又はセンター長 一名

四 附属図書館長及び高等教育研究開発推進機構長等

五 施設・環境部長

六 その他総長が必要と認める者 一〜六名

2 前項第二号、第三号及び第六号の委員は、総長が委嘱する。

3 第一項第二号、第三号及び第六号の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第四条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第五条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員会が行う第一号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会には、必要に応じて第二号第一項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

4 専門委員会の委員は、担当理事が委嘱する。

5 専門委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

6 前五項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第六条 委員会及び専門委員会には、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第七条 担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。

第八条 委員会に関する事務は、施設・環境部企画課において処理する。

第九条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

2 1 附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
第二条第一項第二号、第三号及び第六号の委員は、当分の間、本部構内、吉田南構内、北部構内、医学部・病院及び薬学部構内、宇治構内並びに桂構内にある研究科等からそれぞれ一名以上の委員が選出されることとなるよう委嘱するものとする。